

令和 7 年度あさみゅー広報キャラバン業務仕様書

1 目的

一乗谷の歴史的価値や一乗谷朝倉氏遺跡博物館の魅力などを県外に広く周知することにより、認知度向上と誘客拡大を図る。

2 業務名

あさみゅー広報キャラバン業務

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日(火)まで

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、企画提案の内容等を踏まえて調整を行う。

5 業務内容

(1) 広報キャラバン業務

広報キャラバンを編成し、県外のイベントなどにおいて、博物館チラシやノベルティ配布等により、一乗谷および一乗谷朝倉氏遺跡博物館の魅力を広く周知する。

① 広報キャラバンの人員

1 つの活動先に 2 名以上 ※県職員は必要に応じて別経費により同行予定

② P R 内容

博物館、特別展・関連イベントの紹介

【貸与・提供物品（予定）】

博物館リーフレット、特別展やイベント等のチラシ・ポスター、のぼり、スタッフ用 T シャツ（半袖）等

※詳細は添付資料「貸与・提供物品一覧」を参照

③ シシカゲの活用

博物館マスコットキャラクター「シシカゲ」を積極的に活用すること。なお、活用にあたっては博物館と調整のうえ実施すること。

④ 実施期間および実施回数

実施期間は、契約日から令和 8 年 3 月までの期間とする。また、実施回数は、県外において 1 0 回以上とする。

⑤ P R 活動先

<別添 2>「P R 活動の実施について」（以下、<別添 2>という）を参考とし

て、効果的な活動先を提案すること。

⑥ 準備関係業務

ア 備品の確保

・業務に必要な備品（福井県（以下、「県」という。）から提供するものを除く）は受託者において手配すること。

・備品の確保に必要な経費は見積額に含めること。

イ 移動運搬車両の確保

・業務に必要な車両は受託者において手配し、移動に必要な一切の経費は見積額に含めること。

・必要に応じ、受託者において、冬用タイヤおよび冬用チェーンを準備するなどの対策を講じること。

・業務に必要な物品（県からの貸与・提供物品等を含む）は、すべて受託者において運搬すること。

⑦ PR ブース出展・設営・運営等業務

ア PR ブース出展調整

・活動先担当者との出展調整（＜別添 2＞1（1）に記載の「参加予定活動先」を除く）は県の指示のもと受託者が行い、その結果を県に報告すること。

・具体的な出展日時およびブースレイアウトに関して、県と調整を行うこと。

イ PR ブース設営・撤去業務

・受託者においてイーゼル、パネル等の必要物品を手配すること。

ウ PR ブース運営業務

・円滑な運営が可能となるよう、責任者を配置してブース運営を行うこと。

⑧ アクシデントおよびクレームの対応

・活動先または移動中において、何らかのアクシデントにより、急遽、日程や訪問スタッフ等の変更を余儀なくされた場合は速やかに活動先に報告し、適切な対応をとること。なお、その変更内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告のうえ指示を仰ぐこと。

・活動先においてクレームがあった場合は、速やかに上位の責任者等に報告および指示を仰ぎ適切な対応を取ること。なお、その内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告のうえ指示を仰ぐこと。

・受託者は、広報キャラバンの派遣中に生じたアクシデントまたはクレームについて、解決に向けて誠意のある対応を取ること。またその対応の経過について、速やかに県に報告すること。

・受託者側に起因するアクシデントについて、県は一切の経費負担を行わない。

⑨ スタッフの行動規範

スタッフの派遣に際しては、移動中の事故等がないよう交通規則を遵守させるとともに、たとえ休憩中であっても社会規範を逸脱した行為を行わないよう徹底すること。（例：禁煙場所での喫煙、大声での談話等）

⑩ 管理運営業務

県からの貸与・提供物品を、受託者において適切に使用するとともに、紛失、盗難等がないよう責任を持って保管・管理すること。また、受託者の責に帰すべき理由によりこれらの物品が滅失またはき損したものと県が認めた場合、受託者は遅滞なく自己の費用においてこれを滅失またはき損前のものと同程度に復旧修理すること。

⑪ 報告

- ・活動日当日の正午までに、SNS 掲載用の写真を県担当者に提出すること。
- ・各活動後 5 日以内に、実施報告書（様式 1 を参考）を県に提出すること。

（２） ノベルティ制作業務

県外での広報キャラバン（＜別添 2＞1（１）（２）に記載の PR 活動先）で配布するノベルティを制作すること。

なお、デザインについては県担当者と協議の上、決定すること。

① ノベルティに掲載する情報

- ・一乗谷朝倉氏遺跡博物館のロゴマーク、あさみゅーマーク
- ・その他必要と思われる情報

② 数量

14,000 個程度

③ 納品物管理

上記（１）⑩に準ずるものとする。

（３） 7 月 12 日（土）大阪万博で配布するノベルティ制作業務

7 月 12 日（土）大阪万博で配布するノベルティを制作すること。

なお、デザインについては県担当者と協議の上、決定すること。

① ノベルティに掲載する情報

- ・一乗谷朝倉氏遺跡博物館のロゴマーク、あさみゅーマーク
- ・その他必要と思われる情報

② 数量

1,000 個程度

③ 納品日

7 月 10 日（木）までに納品すること。

④ 納品物管理

上記（１）⑩に準ずるものとする。

6 業務実施上の条件

（１） 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに県と打合せを行い、業務実施計画書を提出するものとする。なお、業務実施計画書には以下の事項を記載するものとする。

① 業務工程

② 業務体制（組織図、人員配置図、名簿等）

③ 連絡責任者

（２） 本業務に従事する者の要件

前項に関し、本業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）に対する要件は以下のとおりとする。

- ① 本業務を円滑に遂行することができる能力を有する人員を適切に配置すること。
- ② 配置する業務従事者は、指揮監督する総括責任者１名、業務責任者１名以上、担当者１名以上とすること。

７ 費用負担

- ・ 本業務に係る費用については全て受託者が負担するものとする。
- ・ 後年度において費用負担（著作権など）が発生する出演者、音楽、ナレーション等を起用する場合は、その費用を事前に提示すること。
- ・ 本業務の実施に必要な各種法令や条例等に基づいた各許認可の手続については原則として受託者が行い、係る経費については契約金額に含むこと。

８ 著作権

- ・ 写真、映像、音楽等の素材の使用に関して著作権の許諾の必要な場合は、受託者で手続きを行うこと。
- ・ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。

９ 成果品

（１） 成果品

以下の成果品をそれぞれ県が指定する日までに提出すること。

- ・ 業務完了報告書（任意様式）
- ・ 各業務で作成した原稿およびビジュアル等一式
- ・ その他本業務で取得または作成した資料一式

※電子データの作成には、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 等、また、画像については JPEG、PNG 等、動画については WMV、MPEG 4、MOV 等の形式を原則とすること。

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

（２） 納入先

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室

〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

１０ 守秘義務

- ・ 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者

に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

- ・受託者は、委託業務の実施において、＜別紙１＞「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- ・受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）および＜別紙２＞「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

１１ 特記事項

- ・本業務の実施において、県担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・成果物に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き県に帰属する。
- ・業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・業務実施に係る物品等の調達については、地域活性化の観点を考慮すること。
- ・業務実施に係る事案が生じた場合には、速やかに県担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。

委 託 契 約 書 (案)

- 1 契約業務名 令和7年度あさみゅー広報キャラバン業務
(福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館)
- 2 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円)
- 3 契 約 期 間 契約締結日 から 令和7年 3月 31日
- 4 履 行 場 所 福井県福井市安波賀中島町4-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 ほか
- 5 契約保証金 金 円
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下「甲」という。）と、（以下
「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

年 月 日

甲 福井市安波賀中島町8-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
館長 湯川 直

※ 電子契約となる場合は、甲を福井県知事とすること
(紙による場合は従来どおり)

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別添「あさみゅー広報キャラバン業務仕様書」（以下「仕様書」という。）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(成果物の引渡し)

第7条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第8条 前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、第7条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解

除をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、第7条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(委託料の支払)

第10条 乙は、第6条に規定する検査に合格した後、委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第11条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第13条 第9条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

- 2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等権利の処理)

第15条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係进行处理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第17条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第18条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
- (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
- (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託先および再々委託先への適用)

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

（個人情報の返還等）

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

- 3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（調査等の実施）

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

（事故報告）

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（定期報告）

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。